

別記様式(第11条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
令和7年度第2回運営協議会
- 2 会議日時 令和8年1月29日(木) 午後7時30分から
午後8時25分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎3階 301会議室
- 4 参加者数
 - (1) 委員 出席者12名 欠席者0名
 - (2) 執行機関 出席者5名
 - (3) その他 出席者0名
- 5 議事等
 - (1) 国民健康保険税率等の改定について
 - (2) 国民健康保険税について
 - (3) 令和8年度国民健康保険特別会計予算案について
 - (4) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料1 令和8年度国民健康保険税率等の改定について
 - 資料2 令和8年度税制改正について
 - 資料3 令和8年度国民健康保険特別会計予算について
 - 追加資料 富士川町国民健康保険における子ども・子育て支援金分の
令和8年度税率について(答申)素案

7 発言の内容

次第1 開会

事務局 富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき、委員の2分の
(課長) 1以上の出席をいただき、定足数を満たしており、本会議が有効に成
立していることから、富士川町国民健康保険運営協議会を開催いたし
ます。

また、本日の会議の記録としまして、録音と写真撮影を行います。会
議録につきましては、後日ホームページで公表させていただきますの
で、併せてご了承ください。

次第2 会長あいさつ

会長 (あいさつ)

次第3 諮問

事務局 富士川町国民健康保険における子ども子育て支援金分の令和8年度税
(課長) 率について諮問がございます。早川副町長から諮問書を提出して
いただきたいと存じます。

副町長 (会長に諮問書を渡す)

事務局 早川副町長につきましてはここで退席します。ありがとうございました。
(課長) た。

次第4 会議録署名委員の指名

事務局 富士川町国民健康保険運営協議会規則第6条において、会長が協議会
(課長) の議長を務めることとあり、同規則第11条において議長が会議録署
名委員2名を指名することと規定されておりますので、指名をお願い
します。

議長 3号委員からA委員、B委員を指名します。

次第5 議事

事務局 議事の進行を議長の会長、お願いいたします。

(課長)

議長 議事1 国民健康保険税率等の改正について
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料1を使い説明)

<主な説明>

1. 子ども子育て支援金制度創設の経緯

まず子ども子育て支援金の制度につきましては、前回7月に行われました運営協議会においてご説明させていただきました、新たな保険税の負担を伴う制度となっております。

本日は皆様にご審議いただくにあたりまして、子ども子育て支援金に係る賦課方式や保険税率の案について説明させていただきます。

資料1 ページの左側ですが、令和8年度以降保険者が医療保険の保険料などとあわせて被保険者から徴収したお金を国に納付することになっております。このお金は、少子化対策の財源の一部として活用されることとなっております。なお、この制度は、国民健康保険以外の社会保険や後期高齢者の医療保険など全制度の保険が対象となっておりますので、令和8年度からはどの保険の方も支援金を国に納付していくこととなっております。

2. 県の国保運営方針

県は、令和12年度までに県内国保の保険料の水準の統一を目指して各市町村の標準的な保険料の水準を示しております。

考え方としては後期高齢者医療と同様で、山梨県内のどこに住んでいても保険税率が一律同じくらいになるよう、日本全国で行おうとしていることから、県は各市町村に標準的な税率を示している段階になります。

3. 市町村標準保険料率

その標準的な税率というものが1月13日に示されました。表1の部分になります。

富士川町はこのくらいの税率で保険税を取っていくと標準的だという

ことが示されたものになります。この中の子ども子育て分という部分が子ども子育て支援金分としてとっていきべき率、このぐらいの率でいけば標準的ではないかということで示されています。

4. 町の国保財政の状況

国保の財政の状況としましては令和6年度の決算の状況をお示しさせてもらっておりますが、単年度収支というところを見ていただきますと、ここは大きくマイナス4300万円と示させていただいております。こちらは税率の改正がありまして税額を下げているので、マイナスということになっております。ただ、その下の実質年度収支につきましては、こちらは基金へ6000万円繰り入れをして、1億6000万円の黒字になっておりますので、町の財政は基本的には安定していると考えられます。また、基金は今3億4000万円積み上げております。

5の説明に行く前に、お手元の資料の3・4ページをご覧ください。

こちらは山梨県の国保税の税率を示した表になります。

この表の見方ですけれども、4ページの下から2段目緑色の部分が富士川町の税率になっています。富士川町を基準にして、赤い色の部分が富士川町よりも高い税率を採用している市町村、青色が富士川町よりも低い税率を採用している市町村になります。

金額が細かいので、色で見ていただいた方がわかりやすいかと思いますが、全体的に見て青色の方が多いと感じるのではないのでしょうか。各表の一番右側のところに所得300万円、単身1人世帯という基準で試算をした金額が示してあります。赤い色が3ヶ所あり、A市、B町、C町この三つの市町村は試算すると富士川町よりも高く出てくるんですが、4番目が富士川町ということで、県内の中でも高い水準であるというのは見ていただければわかるかなと思います。

次の5・6ページをご覧ください。5ページにつきましては、令和5年度の1人当たり医療費の費用額、6ページは令和7・8年の1人当たりの県に納付する納付金の状況になっております。どちらも富士川町は下の方にあり、医療費については真ん中より少し下、県に納める納付金についてはかなり下の方に位置にしておりますので、両方見るとこちらは支出が少ない部分であると考えられます。

ここまででいくと、税金でいただいている部分は割と多めで、支出する

部分は今のところ少なめと考えると、やはり財政面的にも余裕が出てきていると見ていただいた中で、もう一度1ページの資料に戻っていただきたいと思います。

5. 令和8年度「子ども子育て支援金」を含む保険税率の検討

この子ども子育て支援金を含む税率を考える中の検討事項としましては、基本的には県で示す標準税率を参考として、ここを目指して子ども子育て支援金納付金に見合った保険税率を設定する必要があります。不足した場合は、基金や剰余金を補填してもいいということは国で言われております。また、令和8年度から診療報酬の改定がございまして、医療費の支出が少し高くなるため、それを見据えて税率を検討していきます。あとは県内の市町村がどのくらいの税率にするか動向を見ていく必要があります。

6. 改正方針（案）及び改正税率（案）

町としましては、県で示した税率を目標値としていきたいと考えております。

富士川町の税率は他の市町村と比べて高水準にありますので、それを踏まえて新たに創設する子ども子育て支援金分の税率を加えて、医療分の税率を同じだけ差し引いて、総合計となる合計の税率や金額は増やさない据え置きとしていったらいかかなと考えております。

これが下にある表2と表3の部分になりまして、表2が現行の税率になっております。表3が子ども子育て支援分を足して、医療分を同じだけ差し引いて合計の部分は変わらないという表になっております。

以上が町の案として考えているところであります。次の令和8年度にはまた保険税の改定を皆様にお示しして考えていかなければいけない時期になりますので、一旦はこの税率等で進めていき、足りないようであればその税率の改定で調整して、他の市町村の状況もまだ見えてきてない状況ですので、差があればそこで調整をしていく等で考えていけたら良いかなと考えております。

次は2ページをご覧ください。子ども子育て支援金の年額および月額を示したシミュレーションとなっております。保険税率の合計は変更しないという案で考えておりますので、この金額が純粋に増えてしま

うということではないんですが、内訳として、子ども子育て分はこのぐらいの金額になるんじゃないかと試算をしております。

今後の税率のスケジュールですが、本日1月29日に町からこちらの運協に保険税率の諮問をさせていただいております。

本日この会議で検討していただき、2月の上旬には報告をしなければいけませんので、こちらも早いうちに答申をさせていただき、3月の上旬に行われます令和8年第1回の議会には上程をしていきたいと考えております。

その後、4月1日から子ども子育て支援金制度が、始まっていくという今後の流れとなっております。

以上説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

議長 この件につきまして何か質問はありますか。

C委員 この県が示した市町村標準保険税率というのは、どこの市町村も同じ数字を言われているってということでしょうか。

事務局 市町村ごとに全部バラバラになります。似たような税率であるところもあるんですけども、やっぱり子どもの数が多いところや、人口が多かったり国保に加入している人数が多かったりといった細かい計算がありまして、その計算から試算されておりますのでバラバラです。

C委員 県は富士川町の収支を鑑み、それに合わせてこれを出してきているということですか。

事務局 収支もですし、富士川町内の国保の加入者の方たちの収入、所得の状況とか、あとは加入者の人数や年齢とかそんなことを加味しての税率になります。

C委員 この数字を当てはめない理由は何なんでしょう。同じ率をとということで県が示した数字とは違うじゃないですか。何でこれを当てはめないのかを疑問に思うんですけど。

事務局 まず、端数は切り上げさせていただいている部分があります。基本的には県の納付金の金額を目安にしておりますのでこの先の資料を見ていただいて、8ページの右の子ども子育て支援分、868万8000円とあるところがあるんですけども、この金額を来年度から納付していくことになるんですが、この金額を目安に子ども子育て支援分が

いくらになるかを試算したときに、県で示した税率ですと 600 万円ほどの金額になります。今回町で示させていただいた、端数を切り上げたこの金額にしていくと 780 万円ぐらいの金額の割合になりますので、そこで計算させていただいています。

C委員
事務局 単純に少し余裕が欲しいという考え方で決めたのでしょうか。
そうですね。県から示されている金額よりは余裕が確かにあるかなっていうところもありますし、今後令和10年に向けてこの子ども子育て支援金分は徐々に納付する金額も増えていくと言われておりますので、そこの様子も見ながら、今回この率にして、県の率よりも上げてますが、もしこの来年に向けて納付金がどのくらいになるかにもよって、この率を上げなくてもいいかもしれない。
860 万円があまり変わらなければ、同じ税率でいけばよろしいかと思っていますし、もう少し増えてくるのであればこの税率はまた変えていかななくてはならないので、一旦この端数を切った金額で税率を考えてみています。

C委員
事務局 それから、子ども子育て支援金は具体的に何に使われるのでしょうか。
子ども子育て支援金は、こども家庭庁で使っていくものになります。内容としましては、児童手当の金額拡充や、妊婦さんのための支援給付金、出産後の休業支援であったり、「こども誰でも通園制度」で親御さんが働いていないお子さんでも保育園に通えるといった子育て支援に関してその予算を使うということで、国の話としてはかなり大きい金額を必要としているという話が出ております。
その財源の一部として、医療保険者はその分を一斉に徴収するということになってます。

議長
各委員
議長 他に何か聞いておきたいことはありますか。
異議なし。
なければ、こんな形で答申をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

事務局 議長、追加資料配布の承認をしていただきたいのですがよろしいでしょうか。

議長
事務局 承認します。事務局は追加資料について説明をお願いします。
ありがとうございます。先ほどお話をさせていただいたスケジュールを急ピッチで進めなければいけないというところもありまして、今日の答申書を素案で作らせていただいております。

事務局 (答申書の素案を配布し読み上げる)

議長 事務局からのただいまの説明、何か聞いておきたいことはありますでしょうか。

C委員 県の税率を採用とありますが、それならそのままの数字を入れなきゃいけないんじゃないかと思いますが。

事務局 こちらは基準や参考と変更させていただきます。

議長 そうですね、採用だと全く同じものになってしまいますから。何か他にありますでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 ないようでしたらこのまま素案を書きかえまして答申にさせていただきますので、よろしいですか。ありがとうございました。

議長 議事2 国民健康保険税について事務局に説明を求めます。

事務局 資料の7ページをご覧ください。令和8年度税改正についての対応ということになります。概要ですが、令和8年度税制改正大綱が12月に閣議決定されまして、国では法令の整備が進められております。その関係で町の条例等も変更になってくるところですが、主な改正を報告させていただきたいと思います。

(1) 保険税の課税限度額の見直し

①基礎賦課額に係る課税限度額を67万円に引上(現行66万円)

②子ども子育て支援金納付課税額に係る課税限度額を3万円とする
後期支援分の26万円と、介護納付金分の17万円は据え置きで、合計が113万円となります。つまり、国保で収入の多い方の最高課税額は113万円ということになります。

令和7年度は109万円ということで、実質4万円の引き上げとなっております。

(2) 低所得者に係る保険税の軽減判定の見直し

国保税は被保険者の前年中の所得に応じて計算をして課税されていくんですが、前年中の世帯所得が一定基準以下の方の場合、それぞれ7割、5割、2割の軽減がございます。

負担を軽くする軽減制度になるんですけども今回、5割軽減の判定額を31万円に、2割軽減の判定が57万円に引き上げます。

こちらについては物価上昇などで年金の金額が若干上がったりする方について、これまで軽減を受けてこられた被保険者の方が軽減対象から外れてしまうということがないようにするための軽減額の引き上げとなります。

この二つの事項については、町の税の方の条例改正もございますので、順次処理を進めていきたいと思っております。この後の(3)、(4)、(5)についても改正の見直しをしていくということになっておりますが、こちらについては特に税の改正等はございません。適用開始は令和8年度施行となっておりますが、今、国会での審議中であつたり、来月の選挙の動向なんかもありますので、流動的な部分がまだあるのかなというところを思っております。

以上ご了承いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対し、何か質問はありますか。
各委員 異議なし。
議長 無いようですので、議事2は承認されました。

議長 議事3 令和8年度国民健康保険特別会計予算案について説明を求めます。
事務局 資料の8ページの表中一番下の合計額をご覧ください。こちらは歳入歳出とも14億8364万5000円の計上となっております。令和8年度はこの金額を計上しております。
令和7年度の当初予算に比べて1%の減ということで若干減額となっております。こちらについては、被保険者の減少が要因となっております。少し減らしても運営していけるかなというところになっております。この表の左上が被保険者の状況を示しております。
令和7年11月末現在の被保険者の状況でございますけれども、国保の世帯数加入者数とも年々減少しております。この現象については、団塊の世代の方たちがお誕生日とともに後期高齢者医療の制度の方に随時移行していること、社会保険の適用拡大によって、国民健康保険から社会保険に加入する方が多くなっていることが大きな要因と考えられております。

また、平均年齢は少しずつ上昇しているということになっております。表の左側が、歳入の項目となります。

4款の国庫補助金、こちらにつきまして、新しく子ども子育て支援金の制度が始まりますのでシステム改修がございます。

その改修についての補助金を国の方から国庫補助金として令和8年度はいただけるということになっております。

7款の繰入金、こちらは一般会計から国民健康保険にお金を繰り入れてもらう部分になるんですけども、この中で、出産育児一時金がゼロとなっております。令和8年度から、地方交付税を一度一般会計に入れて、国保の特別会計に繰り入れるというものが廃止になります。そのため、国民健康保険は出産育児一時金を約93%国保税で賄っていき、残りの7%は後期高齢者の方からいただくという仕組みに変わります。

さらに その他繰入金もゼロとなっております。これについては子ども医療や、ひとり親、重度医療の方たちの医療費の窓口を無料にすると医療費が大きく増加してしまうのでそういうものについては、国庫負担金の減額措置、ペナルティを与えるという国の制度がございましたが、その制度はほぼ廃止になっております。

ペナルティ分を一般会計から国保の方へもらい受けていたんですが、ペナルティが廃止になり、その分を繰り入れないため、令和8年度からは0円で計上しております。歳入の大きい変化はこんな形になります。

向かって右側、歳出になります。

1款の総務費のところの一般管理費1400万円ほどですが、この中に先ほど申し上げました子ども子育てのシステム改修の費用が含まれております。

こちらの一般管理費については、主に職員の給与担当職員の給与や郵送料のような事務費が入っていますが、こちらに今回システム改修のお金が含まれております。

2款の保険給付費ですが、被保険者が減少しているため、若干金額を減らしておりますが、来年度に診療報酬の改定があり、医療費の支払いが大きくなるのではないかとこの県からのお話もありましたの

でこちらの方についてはあまり下げすぎずに、支出の動向には今後注視していかなければいけないと思っております。

3款の国保納付金という部分は、先ほど申し上げましたが、県が示した金額を町から納付している部分になりまして、ここの子ども子育て支援金分、868万8000円というところは、新たに今回加わってきた部分になっております。

5款の保険事業費。こちらについては昨年同様健康診断の事業を行ってまいりまして、人間ドックの補助金も継続しておりますのでこちらは特に大きく変わっていません。

その下の保険事業についてですが、こちらは医療費通知を毎年年に6回お送りしていたところが2回に変更になり、医療費通知の郵送料が大きく減りました。また、新たな健康事業として、男性の方たちにも気楽に参加していただける事業を考えております。

以上令和8年度特別会計の当初予算の案ということでご説明させていただきました。なお先ほどの税制改正も今回のこの予算についてもなんですが、来月の選挙の関係や国会での審議の様子の変動もあるかと思えます。金額も流動的な部分があるかと思えますので今後動きがあれば補正予算で対応するという事態もあるかと思えますけれども、いろいろな部分を含めて、あわせてご了承いただき、ご審議をお願いしたいと思います。

議長 事務局の説明に対し、何か質問はありますか。

各委員 異議なし。

議長 無いようですので、議事3は承認されました。

議長 議事4 その他

事務局 まず一つ目に、マイナ保険証の利用率についてご報告させていただきます。最新の富士川町の国民健康保険の加入者の方の利用率は、令和7年11月の診療時点で国保の加入者が2634人、そのうちマイナ保険証の登録者数が1958人、登録率は74.34%となります。

また、マイナ保険証の利用率は外来レセプト件数のうち、マイナ保険証によってオンライン資格確認の利用をしたという人数を使って率を

出させていただいているんですけども、そちらが70.03%になります。国保に加入していただいている方の70%がマイナ保険証を使っているような状況になります。

二つ目は、医療費のお知らせの発送についてご報告させていただきます。昨年度までは2ヶ月に1回、計6回医療費のお知らせを発送させていただいていましたが、昨年度から国保連合会の方で作成の時期を2回か6回か選べるようになりました。

今年度富士川町は年2回の発送にさせていただいて、令和8年度からは全市町村で、年2回の発送となる予定です。

富士川町での発送は、令和7年の1月から10月診療分については2月の月上旬発送予定で、11月から12月分の診療分については2月下旬発送予定となっております。そちらの医療費のお知らせをもって医療費の関係を確定申告に使っていただくことができますので、それより先に確定申告されたいという方については、マイナポータルから医療費がいくらかかったかがダウンロードできますのでそちらをおすすめさせていただいております。

議長 その他何か聞いておきたいことはありますか。

各委員 異議なし。

議長 なければ議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 ご審議ありがとうございました。

(課長) それではここで事務局から連絡がありますので、よろしくお願ひします。

事務局 国保の条例に基づき、町から委員の皆様へ委員報酬をお支払いする予定です。

金額は年額8000円で、3月の下旬のお支払いを予定しております。3月になりましたらまた通知をお送りいたしまして、指定していただいた口座へ振込みますので、ご確認をお願いいたします。

委員の皆様への任期につきましては、令和8年度の9月6日までとなっておりますのでまた夏に運営協議会を開かせていただいて、決算の状況及び先程の税改正の確定したものを報告させていただきます。

事務局 次第6 閉会
副会長 (あいさつ)

(午後8時25分閉会)

国民健康保険

運営協議会会長

議事録署名委員

議事録署名委員